介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業に関するアンケート　よくある質問 Q&A

ア　市区町村向け調査票　　イ　介護事業者向け調査票　　ウ　多様な利用者向け調査票　　エ　その他

番号	ア：市区町村向け調査票 イ：介護事業者向け調査票 ウ：多様な利用者向け調査票 エ：その他	設問番号／項目	よくある質問内容	回答
1	ア　市区町村向け調査票	調査要綱	3.回答方法について訊ねます。（ウ）の調査について、配布票配布時点で多様なサービス利用者（最大10名）とあるが、1箇所で10名なのか。または弊方4箇所あるが、2、3、3、2名等と割り振って良いのか。	V10の設問に抽出方法に記載してある通り、市区町村担当者が無作為で10名を抽出してから転送のご案内をお願い致します。
2	イ　介護事業者向け調査票	調査要綱	3.回答方法にはサービスAとあるが、回答用の調査項目一覧には※サービスA、サービスC、サービスD等と記載がある。このアンケートはサービスAだけで良いか。	はい、その通りです。サービスAのみのご回答をお願い致します。
3	イ　介護事業者向け調査票	調査要綱	調査票の対象となる事業所についてですが、基準を緩和したサービスとはみなしの指定を受けた事業所も入りますか。	はい、みなしも含んだサービスAとの理解で回答をお願い致します。
4	ア　市区町村向け調査票	調査票全般	本市は、平成29年4月から総合事業を開始したので、1年が経過していない。 すべての事業所が総合事業開始後1年を経過していないが回答の必要があるか。	回答の必要はありません。
5	ア　市区町村向け調査票	調査票全般	本市は今年度4月から総合事業をスタートしておりますが、従前の介護予防通所介護及び介護予防訪問介護に相当するサービスのみ実施しており、多様なサービス（サービスABCD）は実施していない状況です。 本市のような自治体の場合、（イ）介護事業所調査と（ウ）多様なサービス利用者調査は実施しなくてもよい（実施できない）という判断でよろしいでしょうか。	はい、その通りです。自治体調査票の内容から、貴市が介護事業所調査及び多様なサービス利用者調査の調査実施対象外であることを確認いたします。
6	ア　市区町村向け調査票	調査票全般	本市では平成29年1月より総合事業へ移行したため、1年後の同月時点の情報がございません。 その場合の回答はどのようにいたしましょうか？	ご回答不能な設問については、回答いただかず、空欄のままで結構です。
7	ア　市区町村向け調査票	調査票全般	当地区では平成29年4月から総合事業を始めていますが、その場合、設問の中に1年後の平成30年4月の状況を聞かれる項目があります。回答のしようが無いので空欄でと考えていますが、事業所の調査においても空欄で回答することが可能でしょうか。可能であれば、各事業所には空欄でと依頼しますが、Web回答において空欄だと次のページに行かないなどあれば困ると思い、事業者に周知する前にお聞きします。もしそのようになる場合は、どのように回答すればよいかあわせてお知らせください。	事業所様にはお手間になるだけと存じますので、調査票自体を配布いただく必要はございません。
8	イ　介護事業者向け調査票	調査票全般	アドレスを手打ちで入力しているが、介護事業者向け調査（通所）のアンケートサイトにアクセスできない。	アドレスの中の空白に見える部分はアンダーバーです。
9	イ　介護事業者向け調査票	調査票全般	隣接する市町村またがって担当している事業所がある。そのような場合、担当者は2つのアンケートがくると思うが、その際どのように対応したら良いか。	介護事業所が所在する市区町村を第一優先とし、ご回答いただきたく思います。2つのアンケートに答える必要はございません。

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業に関するアンケート　よくある質問 Q&A

ア　市区町村向け調査票　イ　介護事業者向け調査票　ウ　多様な利用者向け調査票　エ　その他

番号	ア:市区町村向け調査票 イ:介護事業者向け調査票 ウ:多様な利用者向け調査票 エ:その他	設問番号／項目	よくある質問内容	回答
10	イ　介護事業者向け調査票	調査票全般	介護事業所の訪問・通所合計少なくとも100箇所以上はあると思うが、メールアドレスを把握していない。どうすれば良いか。	FAX番号がわかるなら、無理のない範囲でFAXでの対応をお願いしたく思います。但し、任意ですので担当者のご判断にお任せいたします。もし調査の実施が不可能でしたら市区町村向け調査票にその旨ご記入下さい。
11	イ　介護事業者向け調査票	調査票全般	地域包括支援センターの中でパソコンでWeb回答できない事業所がある。データーいただいて回答を手書きで記入し、郵送などで送ることはできるがどうすれば良いか。	パソコンでの回答が難しいようでしたら、郵送での調査は行いませんので、Webでのご回答は不要です。
12	イ　介護事業者向け調査票	調査票全般	介護事業者向け調査票でWEBから回答しようとしますが、1事業所の質問に回答しましたら、2事業所目の回答が出来ません。 （アンケートありがとうございます）の画面になり、回答が出来ない状況になります。	重複回答を避けるために、1PCからの回答可能回数を1回としています。可能であれば別のPCからの回答をお願いします。もし他のPCの利用が難しいようでしたら、恐縮ですが、1通目の回答のみを採用させていただきます。ご理解をお願い致します。
13	ウ　多様な利用者向け調査票	調査票全般	市区町村向け調査票にはいつ時点とところどころ記載があるが、多様なサービス利用者向けの調査票の数値はいつのデータか。	条件がない場合には、調査回答時点での回答をお願い致します。
14	ウ　多様な利用者向け調査票	調査票全般	多様なサービス利用者で対面での回答が難しい場合、電話での調査でも大丈夫か。	はい、どんなサービスかわかるように調査票の項目に沿って聞いていただければ大丈夫です。
15	エ　調査要綱関連	調査票全般	市区町村ではなく広域連合で複数担当している。広域連合による回答でよいか。	今回は市区町村ごとご回答ください。
16	エ　その他	調査票全般	介護事業者管理者が存在していない。どのように回答すれば良いか。	この場合市町村向け調査票のV2の設問で、訪問サービス0ヶ所、通所サービス0ヶ所とご記入下さい。
17	エ　その他	調査票全般	この事業のアンケートは今後見られるのか。	統計データは本調査事業終了後に厚労省ホームページにて公開予定となっております。（来年度公開予定）
18	エ　その他	調査票全般	当町では総合事業をH29年4月に開始した。介護事業者向け調査票、多様なサービス利用者調査票はどのように対応したら良いか。	市町村向け調査票の内容から、貴町が介護事業所調査及び多様なサービス利用者調査の調査実施対象外であることを確認いたしますので、事業者に調査票の送付も不要です。
19	ア　市区町村向け調査票	基礎情報3	「基礎情報」3の人口について、国勢調査に基づく推計人口と住民票に基づく公募人口いずれを回答すればよいか。	住民票に基づく人口数の値の入力をお願い致します。
20	ア　市区町村向け調査票	回答者情報6	（事業者向け調査について）当町では事業所のメールアドレス等を把握していないため、事業所への勧奨はWeb上でのみ実施する予定である。 この場合、調査票の配布先は0となるが、回答者情報の「事業者向け調査に係る質問」6の回答は現時点で指定を受けている全事業所数を回答すればよいか。	ゼロ件の回答で結構です。

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業に関するアンケート　よくある質問 Q&A

ア　市区町村向け調査票　イ　介護事業者向け調査票　ウ　多様な利用者向け調査票　エ　その他

番号	ア:市区町村向け調査票 イ:介護事業者向け調査票 ウ:多様な利用者向け調査票 エ:その他	設問番号／項目	よくある質問内容	回答
21	ア　市区町村向け調査票	Ⅱ-2　②	いつ時点の数値を回答すればよいか。	設問に月日などの条件がない場合には、各自治体などで把握している最新の値の入力をお願い致します。
22	ア　市区町村向け調査票	Ⅳ- 2 Ⅳ- 3 Ⅳ- 4	Ⅳ 2　サービス別の見込みまたは目標のラジオボタンの動きがおかしい。3の「緩和型サービス（サービスA）（訪問型サービス）」とⅣ 4「従前相当サービス（通所型サービス）」のチェックが一体になっていて片方にしか入力することができないようになっている。Ⅳ 3の「緩和型サービス（サービスA）（訪問型サービス）」の実施なしにチェックしてもⅣ 4「従前相当サービス（通所型サービス）」のチェックをすると消える。 どうしたら良いか。	Ⅳ-2、Ⅳ―3、Ⅳ-4の設問につきましては、ボタンのリンクに不具合がございますので、こちらの設問のみ無視して、空欄でご回答ください。 ※本設問のみの差し替え版を、後日改めて都道府県経由で送付させていただきました。
23	ア　市区町村向け調査票	Ⅳ-16	定期的に専門職が活動の場等を巡回し、参加状況や状態の変化を確認すると設問にあるが、定期的の定義は？	明確な定義はございません。各自治体の規模等にもより、週1回、2回等頻度はかわりますので、各自治体の解釈でお答え下さい。
24	ア　市区町村向け調査票	V-1	サービス別担い手事業所数の設問で、従前相当、サービスA・サービスB・サービスC・サービスDの選択支の回答が現状にあてはまらない。どうすれば良いか。	ご回答の選択肢が該当回答を選択できず申し訳ありません。検討中を選択していただき、最後のページの自由記述の欄(VI3もしくはVI4)の欄にご記入いただくか、メールを送信する時にその旨記入して下さい。
25	ア　市区町村向け調査票	V-2	総合事業への移行後の事業数は市外または市内か。	市内に所在する事業所の数をご記入下さい。
26	ア　市区町村向け調査票	V-2	総合事業への移行後の事業所数とは、町が直営でやっている数を入力すれば良いのか。	委託・直営等関係なく、市町村に所在しており把握できる事業所数をご記入下さい。
27	ア　市区町村向け調査票	V-2	（総合事業への移行後の事業所数について）当区の訪問型サービスは・従前相当と、・訪問型B・訪問型Cを実施している。このような場合、訪問型の事業所数は上記全てを合算する、ということか。	人ごと・法人ごとで「1」とカウントしてください。また、次設問のV3「その他」の欄に可能な限り詳細をご記入下さい。
28	ア　市区町村向け調査票	V-4	事業体別担い手の訪問サービスCについて。当町はリハビリ職員がやっている。該当する欄がない。	該当する欄がない場合は空欄でお願い致します。
29	ア　市区町村向け調査票	V-5	相談に訪れた人の人数とは総合事業の相談人数で良いか。	はい、その通りです。総合事業の相談人数のみの数字をご記入下さい。
30	ア　市区町村向け調査票	V-8	介護予防ケアマネジメント類型型別の件数は総合事業のみの件数か。	はい、その通りです。総合事業のみの件数を記入下さい。

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業に関するアンケート　よくある質問 Q&A

ア　市区町村向け調査票　イ　介護事業者向け調査票　ウ　多様な利用者向け調査票　エ　その他

番号	ア:市区町村向け調査票 イ:介護事業者向け調査票 ウ:多様な利用者向け調査票 エ:その他	設問番号／項目	よくある質問内容	回答
31	ア　市区町村向け調査票	V-9	セルに入力規制が設定されていて「不明」と入力できない。	恐縮ですが、空欄にてご回答ください。
32	ア　市区町村向け調査票	V-9 V-10 V-11	当町の総合事業の算定は月単位としていることから、町にあるデータでは利用者数の把握はできても、利用回数の把握は難しい。 Ⅴ 9 の延べ人数、Ⅴ 10及びⅥ 11 の利用日数についてどのように記載したらよいか。	町で把握しているデーターの中で確認できない場合は、空欄で結構です。
33	ア　市区町村向け調査票	V-10	サービス利用実日数について、国保データではあると思うが、数字が定かではない場合どうしたら良いか。	ご記入いただけるところだけで結構です。
34	ア　市区町村向け調査票	V-10	サービスの利用回数について、当区は平成28年4月に総合事業を開始したが、一斉変更でなく更新のタイミングで総合事業に変更している。「移行1年後」とは、それぞれのサンプルごとに、1年後を調べるのか。	総合事業の開始時期を基準年月として回答してください。なお、個々人の開始時期は誤差の範囲内として扱います。
35	ア　市区町村向け調査票	V-10	当区は総合事業導入のタイミングで「包括報酬」から「単価報酬」に変更している。それぞれサンプルごとに、その該当月の利用日数を通所・訪問の全件調べて合算するのか。たとえば通所・訪問それぞれ週1だと8日で、1年後は訪問だけで週2でも8日と表記してよいか。	その計算方法で差し支えありません。
36	ア　市区町村向け調査票	V-10	総合事業の推進（アウトプット）V10と総合事業の推進（アウトカム）VI1で挙げる利用者は、同一の利用者とそうでない利用者が混在する形を想定しているのか。	はい。条件が異なります。設問どおりの理解でお願い致します。
37	ア　市区町村向け調査票	V-10	総合事業の推進（アウトプット）V10の問で、多用なサービス利用者と記載があるが、いつの時点の利用を想定しているのか、1回でも利用している人が入るのか。	市の総合事業移行時期を基準としてご回答ください。 1回でも利用している人であれば対象となります。
38	ア　市区町村向け調査票	V-10	利用日数は、サービスが重複している場合は、その合計の回数を記載する方法でよいか。	1日に複数回利用している場合でも、1日と記載してください。
39	ア　市区町村向け調査票	V-10 VI-1	「※平成28年中盤以降に移行し」とあるが、本市ではH28年10月より総合事業を開始している。中盤以降と解釈し、回答不要でよろしいか。	ご回答不能な設問については、回答いただかず、空欄のままで結構です。
40	ア　市区町村向け調査票	VI-1	前問（V10）では、要支援区分に変更がないという条件であったが、本問（VI-1）は認定度に変更があった人を抽出するということか。	V10の抽出方法とは別の、新規の抽出をお願いいたします。認定度が変わった人も変更のない人も両方含まれます。
41	ア　市区町村向け調査票	VI-1	移行後の多様なサービスがたとえば訪問型B及びCのみであっても、それらを利用し始めた時点での認定度を回答すればよいのか。	総合事業前後のサービスの種別はここでは問いません。

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業に関するアンケート　よくある質問 Q&A

ア　市区町村向け調査票　イ　介護事業者向け調査票　ウ　多様な利用者向け調査票　エ　その他

番号	ア:市区町村向け調査票 イ:介護事業者向け調査票 ウ:多様な利用者向け調査票 エ:その他	設問番号／項目	よくある質問内容	回答
42	イ　介護事業者向け調査票	5-②	人件費(給与・手当)に係る支出額について、正確な数字を出すことができない。	概算でも良いのでご回答ください。 概算でも算出できない理由がある場合は、改めてご相談ください。